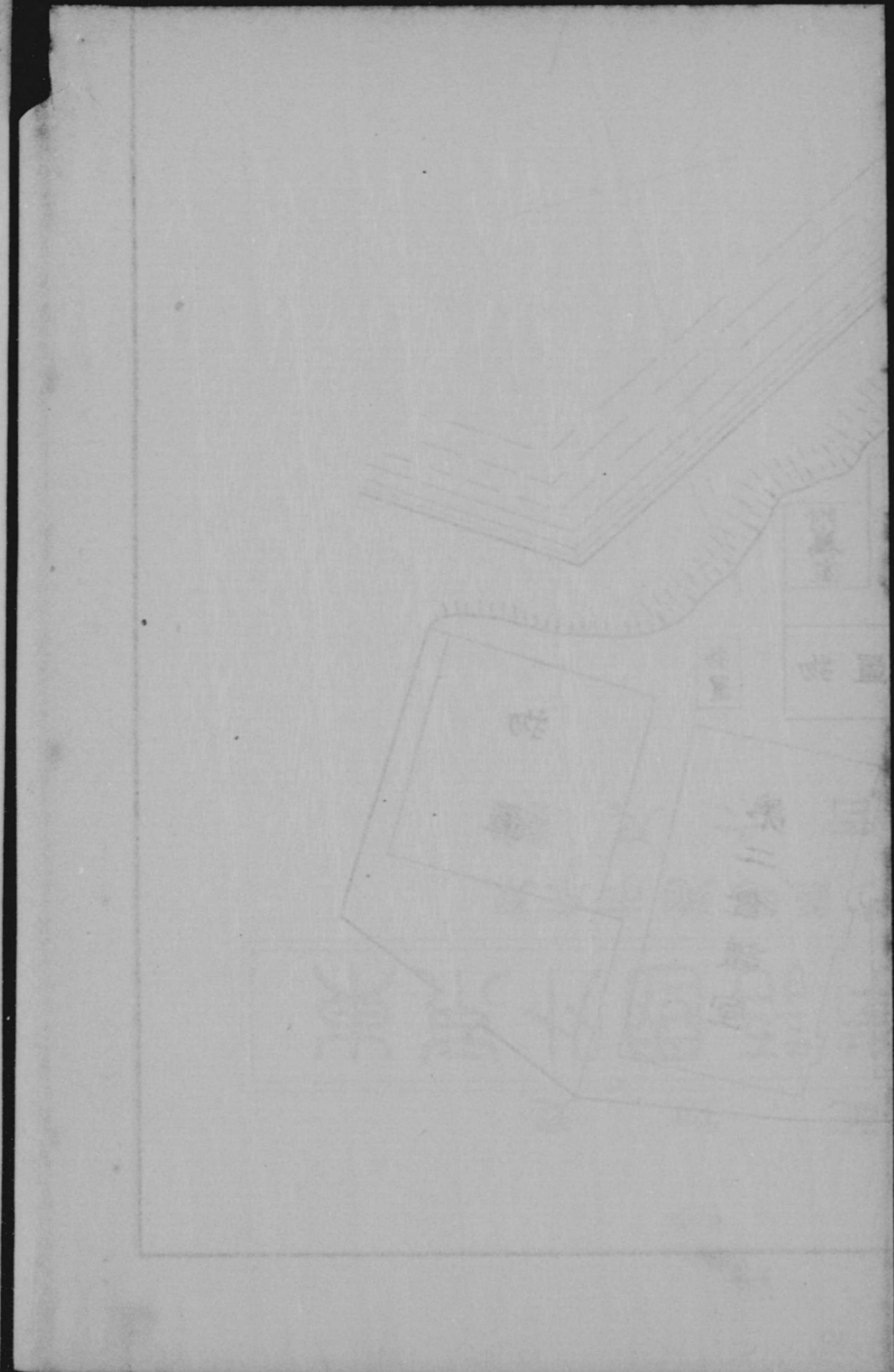


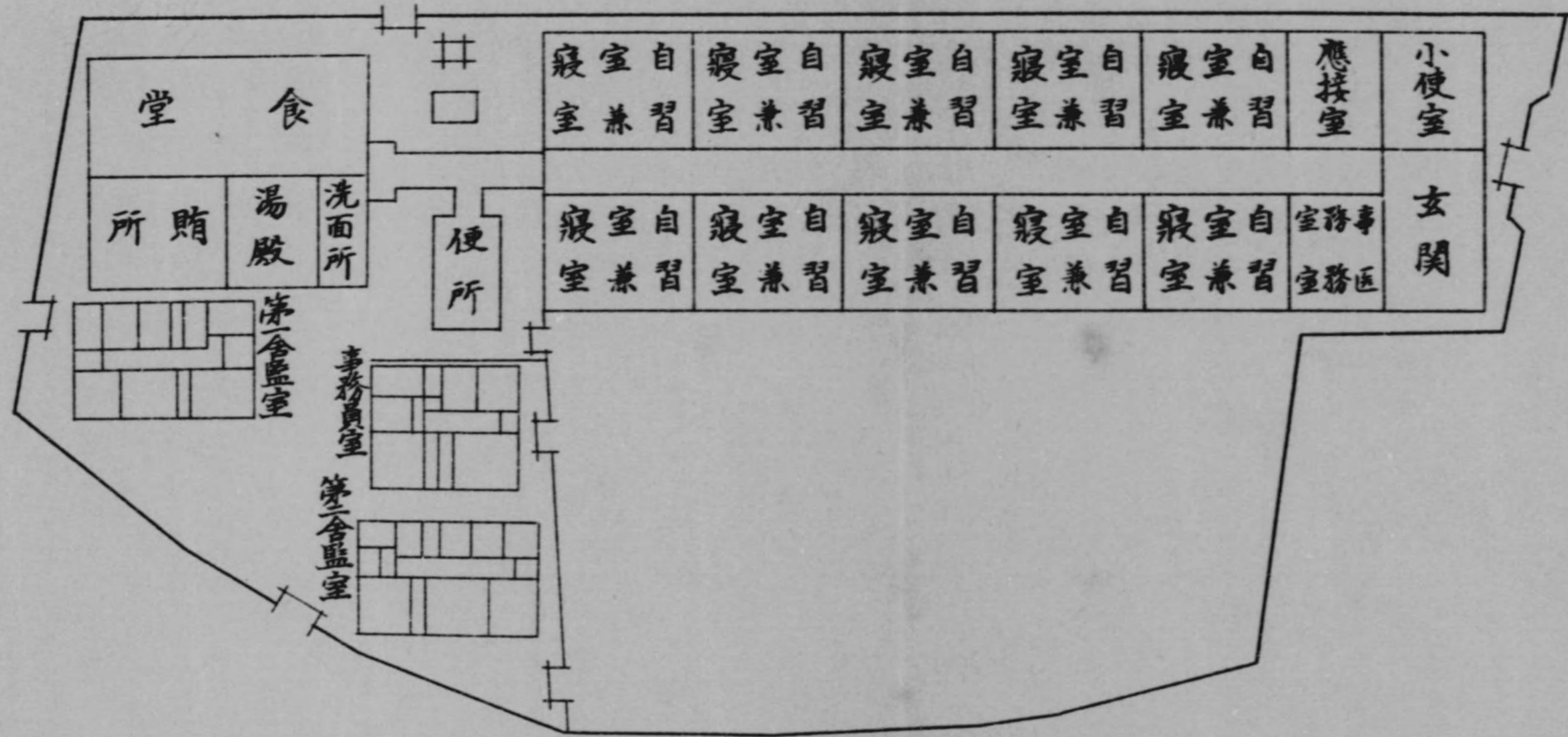
Handwritten text in Arabic script, oriented vertically along the gutter of the manuscript. The text is written in a cursive style and appears to be a title or a descriptive label for the drawing on the opposite page.




東京府豊多摩郡野方町大字上高田字新井前百十四番地

東京外國語學校假寄宿舎日新學寮

縮尺六百方一





第十二臨時教員養成所一覽

昭和三年度

第十二臨時教員養成所一覽

昭和三年度

目次

第一 沿革	一
第二 學年曆	一
第三 關係法令	一
一 臨時教員養成所官制	一
二 臨時教員養成所規程(抄)	二
三 臨時教員養成所管理者職務規程	四
四 臨時教員養成所名稱及學科	五
第四 學則	七
第五 職員	一九
第六 生徒	二一
一 生徒氏名	二一
二 入學志願者及入學者數	二二
三 生徒年齢	二四
四 生徒府縣別表	二四

第一 沿革

大正十五年四月一日 文部省告示第二百二號ヲ以テ東京外國語學校内ニ設置セラレ英語科ヲ置ク官制ニ依リ東京外國語學校長管理者トナル同四月十日學則ヲ定ム昭和二年三月三十一日東京外國語學校學則改正ニ伴ヒ第十一條、第二十四條、第二十五條、第二十六條中改正ス昭和三年四月一日ヨリ學則中第四條トシテ一箇條増設實施ス

第二 學年曆

東京外國語學校學年曆ニ同シ

第三 關係法令

一 臨時教員養成所官制

- 第一條 臨時教員養成所ハ師範學校中學校及高等女學校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス
- 第二條 臨時教員養成所ハ文部大臣ノ指定スル帝國大學及直轄諸學校内ニ之ヲ置ク
- 第三條 臨時教員養成所ハ當該帝國大學總長及直轄諸學校長ヲシテ之ヲ管理セシム
- 第四條 臨時教員養成所ニ教授及書記ヲ置ク
- 教授ハ奏任トシテ各所ヲ通シ專任六人ヲ以テ定員トス生徒ノ教授ヲ掌ル
- 書記ハ判任トシ各所ヲ通シ專任三人ヲ以テ定員トス上官ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス
- 臨時教員養成所管理者ハ講師ヲ囑託シ授業ヲ擔任セシムルコトヲ得

第五條 臨時教員養成所ノ名稱ハ文部大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

二 臨時教員養成所規程(抄)

- 第一條 臨時教員養成所ニハ國語漢文科、英語科、數學科、博物科、物理化學科、家事裁縫科、體操家事科、理科家事科、歴史地理科、理科、音樂科、體操科ノ一學科若クハ數學科ヲ置ク
- 第二條 前條各學科修業年限ハ二年乃至三年トス
- 第三條 國語漢文科ノ學科目ハ修身、教育、國語、漢文、言語學、歴史、地理、英語(隨意科目)體操トス
- 第四條 英語科ノ學科目ハ修身、教育、英語、國語及漢文、言語學、體操トス
- 第五條 數學科ノ學科目ハ修身、教育、數學、物理、簿記、英語、體操トス
- 第六條 博物科ノ學科目ハ修身、教育、動物、植物、生理及衛生、礦物及地質、英語、體操トス
- 第七條 物理化學科ノ學科目ハ修身、教育、物理、化學、數學、圖畫及手工、英語、體操トス
- 第七條ノ二 家事裁縫科ノ學科目ハ修身、教育、家事、裁縫、國語、應用理科手藝、圖畫、體操トス
- 第七條ノ三 體操家事科ノ學科目ハ修身、教育、家事、體操、理科、國語、音樂トス
- 第七條ノ四 理科家事科ノ學科目ハ修身、教育、理科、家事、數學、體操、英語(隨意科目)トス
- 第七條ノ五 歴史地理科ノ學科目ハ修身、教育、歴史、地理、法制及經濟、英語、體操トス

第七條ノ六 理科ノ學科目ハ修身、教育、物理、化學、動物、植物、生理及衛生、礦物及地質、體操、英語(隨意科)トス

第七條ノ七 音樂科ノ學科目ハ修身、教育、唱歌、器學(オルガン又ハピアノ)國語、音樂通論、和聲論、音樂史、英語(隨意科目)トス

第七條ノ八 體操科ノ學科目ハ修身、教育、體操、柔道又ハ劍道、生理及衛生、英語(隨意科目)トス

第八條 各學年ノ修業年限及學科目ノ每週教授時數ハ管理者之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第九條 特別ノ事情アルトキハ管理者ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學科目ヲ加除スルコトヲ得

第十條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル學年ハ分テ三學期トシ第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日マテトシ第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日マテトシ第三學期ハ翌年一月一日ヨリ三月三十一日マテトス

休業日ニ關スル規定ハ管理者之ヲ定ムヘシ

第十一條 入學試験ハ男子ニ在リテハ中學校卒業、女子ニ在リテハ修業年限四個年ノ高等女學校卒業ノ程度ニ依リテ之ヲ行フ但シ中學校高等女學校及師範學校ノ卒業生ニ限リ時宜ニ因リ試験ヲ行ハサルコトヲ得

第十一條ノ二 管理者ニ於テ特別ノ必要アリト認メタルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ當分ノ内家事裁縫科ニ限リ其ノ生徒ノ一部ノ教育ヲ教員無試験檢定ニ關シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル公立又ハ私立ノ學校ニ

委託スルコトヲ得

前項委託ニ關スル細則ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ管理者之ヲ定ムヘシ
 第十二條 各學年ノ課程ノ修了又ハ全學科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ學業及試験ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ但シ管理者ノ見込ニ因リ某學科目ノ試験ヲ行ハサルコトヲ得
 第十三條 管理者ハ全學科ヲ卒業セリト認メタル者ニハ卒業證書ヲ授與スヘシ管理者ハ前項ノ卒業生ニ對シ教員免許狀ノ授與ヲ文部大臣ニ申請スヘシ
 第十四條 管理者ハ成業ノ見込ナシト認メタル者及性行不良ナル者ニハ退學ヲ命スヘシ
 第十五條 生徒ハ自己ノ便宜ニ因リ退學スルコトヲ得但シ己ムヲ得サル事由ニ因リ管理者ノ許可ヲ受ケタルトキハ此限ニアラス
 第十六條 管理者ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得
 第十七條 臨時教員養成所ニ於テハ授業料ヲ徵收セス
 第十八條 臨時教員養成所ニ於テハ入學試験料ヲ徵收スルコトヲ得
 第十九條 特別ノ必要アリト認メタルトキハ生徒ニ學資ヲ補給スルコトアルヘシ

三 臨時教員養成所管理者職務規程

臨時教員養成所管理者職務ハ當該直轄學校長ノ職務規程ヲ準用ス

四 臨時教員養成所名稱及學科

名稱	學科	告示摘要
第一臨時教員養成所 (東京高等師範學校內)	國語 漢文 英語 數學 歷史 地理 物理 化學 博物 國語 漢文 英語 數學 歷史 地理 物理 化學 博物	大正十一年四月文部省告示第三百四十四號ヲ以テ設置告示 第三百四十四號ヲ以テ追加
第二臨時教員養成所 (廣島高等師範學校內)	同上	同上
第三臨時教員養成所 (奈良女子高等師範學校內)	數學 國語 漢文 英語 歷史 地理 物理 化學 博物	大正十一年四月文部省告示第三百四十四號ヲ以テ設置
第四臨時教員養成所 (東京音樂學校內)	音樂科	同上
第五臨時教員養成所 (大阪外國語學校內)	英語 國語 漢文 歷史 地理 物理 化學 博物	大正十二年四月文部省告示第二百六十三號ヲ以テ設置
第六臨時教員養成所 (東京女子高等師範學校內)	家政科 裁縫科 家事科 理科 國語 漢文 英語 數學 歷史 地理 物理 化學 博物	明治三十九年四月文部省告示第八十三號ヲ以テ設置 第四十二號 大正七年告示第二十八號 第十號 第四十二號 第十一年告示第三百四十五號ヲ以テ改正
第七臨時教員養成所 (京都帝國大學內)	國語 漢文 英語 數學 歷史 地理 物理 化學 博物	大正十二年文部省告示第二百六十三號ヲ以テ設置

第三 關係法令

第八臨時教員養成所 (九州帝國大學內)	數學科	同上
第九臨時教員養成所 (東北帝國大學內)	物理化學科	同上
第十臨時教員養成所 (第四高等學校內)	物理化學科	同上
第十一臨時教員養成所 (濱松高等工業學校內)	物理化學科	同上
第十二臨時教員養成所 (東京外國語學校內)	英語科	大正十五年四月文部省告示第二百二號ヲ以テ設置
第十三臨時教員養成所 (第五高等學校內)	數學科	同上
第十四臨時教員養成所 (小樽高等商業學校內)	英語科	同上
第十五臨時教員養成所 (佐賀高等學校內)	歷史地理科	昭和二年三月文部省告示第三百三十五號ヲ以テ設置

第十二臨時教員養成所學則

第一章 總 則

第一條 本所ニ英語科ヲ置ク

第二條 修業年限ハ三箇年トス

第二章 學科課程

第三條 學科目並ニ每週授業時數左ノ如シ

	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
英語	二	二	二〇
佛(又ハ獨)語	二	二	二
國語	二	二	二
言語學	二		
哲學	二	一	三
教育		三	二

第四學 則

體	操		
計		三二	三二
		二	二
			二

第四條 東京外國語學校學則第八條ヲ準用ス

第三章 學年、學期及休業

第五條 學年、學期及休業ハ東京外國語學校學則第三章ニ據ル

第四章 入學、在學及退學

第六條 生徒ハ左ノ資格ヲ有スル者ニシテ出身學校長ノ薦舉ニ依リ教員タルニ適當ナリト認ムル者ニ就キ

試験ノ上入學ヲ許可ス

但第二號中出身學校ヲ有セサル者ハ薦舉ヲ要セス

一 師範學校及中學校ノ卒業者

二 專門學校入學者檢定規程ニ合格シタル者及一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受タル資格ヲ有

スル者並小學校本科正教員免許狀ヲ有スル者

第七條 入學志願者ハ左ノ書類ニ寫眞(手札形、半身脱帽提出前三箇月以内單身撮影シタルモノヲ臺紙ニ

貼付シ裏面ニ氏名ヲ記入スヘシ)ヲ添ヘ指定ノ期日內ニ本所ニ差出スヘシ

一 入學願書(書式第一號)

一 出身學校長ノ薦舉書(書式第二號)

一 學業成績並人物考定書(書式第三號)

一 履歷書(書式第四號)

一 戶籍謄本

一 所屬長官ノ承認書(現ニ官職ニ在ル者又ハ服務年限中ノ者並現ニ在學セル學校卒業後服務義務ヲ生

スル者ニ限り之ヲ要ス)

第八條 入學試験ハ左ノ四科目ニ就キ中學校卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フ

一 英語

一 國語及漢文

一 歷史

一 數學(算術、代數、幾何)

第九條 入學ヲ許可セラレタル者ハ正副保證人ヲ定メ誓書(書式第五號)ヲ差出スヘシ

保證人ハ管理者ニ於テ適當ト認メタル者ニシテ中一人ハ東京市又ハ同市附近ニ在住スル者タルヘシ

第十條 生徒ハ授業料ヲ要セス

第十一條 生徒中或數ヲ限リ學資ヲ支給ス

第十二條 生徒ニシテ東京外國語學校學則第四章第二十三條ニ該當スル者ニハ退學ヲ命ス

第十三條 已ムヲ得サル事故ニ因リ退學セントスル者ハ其事由ヲ詳記シ(病氣ノ場合ニハ醫師ノ診斷書ヲ

添へ）保證人連署ノ上願出ツヘシ

第五章 成績考査、進級及卒業

第十四條 成績考査、進級及卒業ニ關シテハ東京外國語學校學則第五章ニ準ス

第六章 缺席及休學

第十五條 缺席及休學ニ關シテハ東京外國語學校學則第六章ニ準ス

第七章 給 費

第十六條 生徒ノ或數ヲ限リ學資トシテ年額三百圓ヲ支給ス

第十七條 學資ノ支給ヲ希望スルモノ多數ナルトキハ其中ニ就キ管理者之ヲ選定ス

第十八條 學資支給ハ月割トシ翌月五日ニ之ヲ交付ス

但休日ニ當リタルトキハ繰下ク

第十九條 學資ハ入學ノ月ハ入學ノ日ヨリ退學ノ月ハ退學ノ日迄日割ヲ以テ之ヲ支給ス

第二十條 左ノ各項ノ一ニ該當スル場合ハ學資ノ支給ヲ停止スルコトアルヘシ

一 缺席引續キ三十日以上ニ及フトキハ其翌日ヨリ缺席繼續中

一 停學ヲ命セラレタルトキ停學中

第二十一條 學資ノ支給ヲ停止シ又ハ退學ヲ命シタルトキハ其月ノ分ハ日割計算ニ依ル

第八章 學資償還

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ授業費及支給セラレタル學資ヲ償還セシム

但シ文部大臣ハ情狀ニ依リ其ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ免除スルコトアルヘシ

一 第十三條ニ依リ退學ヲ許可セラレタル者

二 第十二條又ハ懲罰ニ依リ退學ヲ命セラレタル者

第二十三條 前條ノ授業費ハ月額五圓トス

第九章 服 制

第二十四條 本所生徒ノ服制ハ東京外國語學校生徒服制ニ依ル但襟章ハ右E左Eトス

第十章 學 寮

第二十五條 學寮ニ關スル規程ハ東京外國語學校學則第十三章ニ據ル

第十一章 懲 罰

第二十六條 懲罰ニ關スル規程ハ東京外國語學校學則第十四章ニ據ル

第十二章 圖書、器械及標本

第二十七條 圖書器械及標本ニ關スル規程ハ東京外國語學校學則第十五章ニ據ル

第十三章 書 式

書 式(第一號) 用紙美濃判紙

入 學 願 書

私儀第十二臨時教員養成所給費生徒トシテ入學致度ニ付書類相添ヘ此段願出候也

年 月 日

現 居 所

氏

名 印

第十二臨時教員養成所管理者

東京外國語學校長 何 某殿

書 式(第二號)

薦 舉 書

何

某

右者貴所入學志願ノ處教員タルニ適良ノ者ト被認候ニ付別紙學業成績並人物考定書相添此段薦舉候也

年 月 日

何々學校長 氏

名 印

第十二臨時教員養成所管理者

東京外國語學校長 何 某殿

書 式(第三號)

學 業 成 績 並 人 物 考 定 書

何

某

學	年	修 身	國 語					各學年ノ通約	全級人員	各學年ノ席次	人 物 考 定

右 證 明 候 也

年 月 日

何々學校長 氏

名 印

(注意) 人物考定ハ品行、性質、志操、學動、長所及短所等ヲ記載スルコト

書 式(第四號)

履 歷 書

原籍 族 籍 (寄留者ハ寄留籍ヲ記載スヘシ)

戶主何某何男或ハ弟等

現住所

氏 (假名ヲ付スヘシ) 名

生年月日

一、卒業證書、免許狀、試験檢定合格證書

何年何月何日官「道府縣郡市町村」(私)立何學校ニ於テ何學科卒業證書ヲ受ク等(證書寫ヲ添付スヘシ)

一、學 業

何年何月何日ヨリ何年何月何日マテ何所何某ニ就キ何學科ヲ修業ス等

一、職 業

何年何月何日道廳府縣何々小學校訓導拜命何年何月何日依願免官或ハ現今在勤等

一、賞 罰

賞ハ特ニ著シキモノニ限り書スヘシ

一、兵役關係

適齡前又ハ六週間現役服役等書スヘシ

右之通相違無之候也

年 月 日

右

氏 名 印

書 式(第五號)

參錢收入

印紙貼用

誓 書

私儀今般御所生徒トシテ入所御許可相成候ニ付テハ在學中御規則ヲ遵守スヘキハ勿論卒業後ニ在リテハ卒業者服務規則ヲ服膺可致候也

原籍 族籍
住所

年 月 日

氏 (假名ヲ附スヘシ) 名 印

生年月日

前書ノ通相違無之仍テ本人身上ヨリ相起リ候事件ニ關シテハ一切引受可申候也

原籍 族籍

住所

職業及本人トノ關係

原籍 族籍

住所

職業及本人トノ關係

保證人 氏

名印

年月日

年月日

保證人 氏

名印

第十二臨時教員養成所管理者

東京外國語學校長 何 某殿

追テ保證人向後轉任改印等ノ異動ヲ生シタル場合ニ於テハ速ニ御届可申候也

第十四章 生徒心得

生徒心得ハ東京外國語學校生徒心得ニ據ル

臨時教員養成所卒業生服務規程

(大正十年四月二十六日 文部省令第二十九號)

第一條 本令ハ高等師範學校、女子高等師範學校臨時教員養成所、東京美術學校圖書師範科及東京音樂學校甲種師範科卒業生ニ適用ス

第二條 卒業生ハ卒業證書受得ノ日ヨリ左ノ期間引續キ教育ニ關スル職務ニ從事スル義務ヲ有ス

一、學資ノ支給ヲ受ケタル者ハ其ノ修業年限ノ一倍半ニ相當スル期間

二、學資ノ支給ヲ受ケサル者ハ其ノ修業年限ノ二分ノ一ニ相當スル期間

第三條 卒業生ハ卒業證書受得ノ日ヨリ一年間文部大臣ノ指定ニ從ヒ就職スルノ義務ヲ有ス但前條ノ義務一年未滿ナル場合ハ其期間トス一學科ヲ卒業シタル者ニシテ更ニ他ノ學科ヲ卒業シタル者ニ在リテハ後ノ卒業證書受得ノ日ヨリ一年間前項ノ義務ヲ有ス

第四條 卒業生ニシテ特別ノ事情ニ依リ第二條ノ義務ヲ履行スルコト能ハサル者ハ其理由ヲ具シ道府縣ニ在職スル者ニ在リテハ地方長官其他ノ者ニ在リテハ出身學校長ヲ經テ義務ノ猶豫又ハ免除ヲ文部大臣ニ出願スルコトヲ得

前項ニ依リ出願シタル者アリタルトキハ地方長官又ハ學校長ハ事實ヲ審査シ意見ヲ付シテ願書ヲ進達スヘシ

第二條ノ義務ヲ猶豫又ハ免除シタル場合ニ於テハ第三條ノ義務ハ之ト同時ニ猶豫又ハ免除セラレタルモ

英國語	英語	佛語	體操	體操	言語學	教育學	社會學	佛語	英語	心理及教育	英語	英語
-----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	-------	----	----

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
友枝照雄	岩崎民平	鷲尾猛	日高勇人	小鹿原新平	藤岡勝二	春日作樹	日比野正之	今井時郎	大森鏡三	荒牧鐵雄	上村福幸	武藏高等學校教授
東京外國語學校助教	東京外國語學校助教	東京外國語學校講師	東京外國語學校講師	東京外國語學校講師	東京外國語學校講師	東京外國語學校講師	東京外國語學校講師	東京外國語學校講師	東京外國語學校講師	東京外國語學校講師	東京外國語學校講師	東京外國語學校講師
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

英語

◊ 配屬將校

バチエラー、オプ、アーツ
バスター、オプ、アーツ
バチエラー、オプ、ドクトル

(オックスフォード大学)

フランシス、イス、マーサー
Francis S. Mercer

歩兵中佐

竹本宇太郎

◊ 衛生事務

東京外國語學校々醫

藁科松伯

◊ 武道教師

高橋數良

柔道 剣道

堀田捨次郎

◊ 事務囑託

事務ハ東京外國語學校各課長課參與書記及事務員ニ囑託ス

第六生 第三學年 徒

昭法政和	昭飯和	昭東和	昭京正	津大正	大津大	大文正	大東正	大太正	大高正	大大正	大大正	大大正	大大正	佐伯正	鋼路中	大野正	長野正
二一	二二	二二	二二	二五	四五	四五	四四	四四	五中	五中	五中	五中	五中	五中	三九	大十五	大十五
飯田	林貫	吹野	淺井	前田	小林	前田	松島	三藤	名倉	中盛	三藤	松島	前田	小林	伊達	後藤	長野
龜代	一夫	一夫	勝	健三	梅次郎	健三	熊男	千代治	太郎	武夫	太郎	熊男	健三	梅次郎	謙太郎	恒	野
(千葉)	(長野)	(東京)	(三重)	(宮崎)	(神奈川)	(宮崎)	(鳥取)	(神奈川)	(愛知)	(千葉)	(長崎)	(三重)	(神奈川)	(神奈川)	(東京)	(北海道)	(東京)

第二學年

昭富和	昭岡和	昭谷和	昭正和	昭長和	昭島和	昭明和	昭善和	昭大正	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
金井	神谷	岩原	飯尾	白津	鹽見	澤野	蛟島	大槻	奈良	森良	森良	宮城	宮城	宮城	宮城	宮城	宮城	宮城
正夫	秋津	武雄	太郎	真郎	太郎	七郎	龍丸	桃丸	眞一	眞一	眞一	眞一	眞一	眞一	眞一	眞一	眞一	眞一
(群馬)	(愛知)	(長崎)	(愛媛)	(宮城)	(京都)	(福島)	(東京)	(東京)	(岩手)	(愛知)	(愛知)	(神籠)	(神籠)	(神籠)	(神籠)	(神籠)	(神籠)	(神籠)

大東正	大東正	大東正	大東正	大東正	大東正	大東正	大東正	大東正	大東正	大東正	大東正	大東正	大東正	大東正	大東正	大東正	大東正	大東正	大東正
十中	十中	十中	十中	十中	十中	十中	十中	十中	十中	十中	十中	十中	十中	十中	十中	十中	十中	十中	十中
吉田	山下	内川	富永	田村	高橋	鈴木	鈴木	鈴木	鈴木	鈴木	鈴木	鈴木	鈴木	鈴木	鈴木	鈴木	鈴木	鈴木	鈴木
美夫	代治	健吾	章	市郎	理平	廣次	廣次	廣次	廣次	廣次	廣次	廣次	廣次	廣次	廣次	廣次	廣次	廣次	廣次
(福岡)	(神奈川)	(長野)	(德島)	(山梨)	(福島)	(静岡)	(静岡)	(静岡)	(静岡)	(静岡)	(静岡)	(静岡)	(静岡)	(静岡)	(静岡)	(静岡)	(静岡)	(静岡)	(静岡)

大錦正	大日正	大高正	大橫正	大錦正	大日正	大高正	大橫正	大錦正	大日正	大高正	大橫正	大錦正	大日正	大高正	大橫正	大錦正	大日正	大高正	大橫正
十五中	十五中	十五中	十五中	十五中	十五中	十五中	十五中	十五中	十五中	十五中	十五中	十五中	十五中	十五中	十五中	十五中	十五中	十五中	十五中
北村	川瀨	金子	丹基	北村	川瀨	金子	丹基	北村	川瀨	金子	丹基	北村	川瀨	金子	丹基	北村	川瀨	金子	丹基
重治	一郎	一	喜代美	重治	一郎	一	喜代美	重治	一郎	一	喜代美	重治	一郎	一	喜代美	重治	一郎	一	喜代美
(静岡)	(岩手)	(神奈川)	(福島)	(静岡)	(岩手)	(神奈川)	(福島)	(静岡)	(岩手)	(神奈川)	(福島)	(静岡)	(岩手)	(神奈川)	(福島)	(静岡)	(岩手)	(神奈川)	(福島)

第一學年

昭文和	昭字和	昭文和	昭文和	昭文和	昭文和	昭文和	昭文和	昭文和	昭文和	昭文和	昭文和	昭文和	昭文和	昭文和	昭文和	昭文和	昭文和	昭文和	昭文和
二合	三合	二合	二合	二合	二合	二合	二合	二合	二合	二合	二合	二合	二合	二合	二合	二合	二合	二合	二合
伊藤	石丸	石川	石井	生島	平島	後藤	肖藤	秋山	小林	前田	松島	三藤	名倉	中盛	三藤	松島	前田	小林	前田
三義	俊行	清光	重男	俊雄	松雄	藤太郎	藤瑛	山一	梅次郎	健三	熊男	千代治	太郎	武夫	太郎	熊男	健三	梅次郎	梅次郎
(東京)	(大分)	(茨城)	(神奈川)	(奈良)	(三重)	(千葉)	(長崎)	(茨城)	(神奈川)	(宮崎)	(鳥取)	(神奈川)	(愛知)	(千葉)	(長崎)	(三重)	(神奈川)	(神奈川)	(神奈川)

昭長和	昭山和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和
二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
恩地	青梅	大日	中根	永松	村山	清田	川原	金澤	野田	小川	太田	佐久	唯野	高山	武川	武川	武川	武川	武川	武川
二郎	喜一	直	龜壽	春彦	仁七	政則	友繁	七十四	三彦	安政	三郎	武雄	一	俊男	意雄	意雄	意雄	意雄	意雄	意雄
(福岡)	(神奈川)	(茨城)	(福島)	(大分)	(新潟)	(千葉)	(德島)	(岡山)	(福岡)	(愛知)	(兵庫)	(千葉)	(福島)	(千葉)	(福島)	(千葉)	(福島)	(千葉)	(福島)	(千葉)

昭芝和	昭利和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和	昭正和
三中	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
宇野	内田	竹下	財部	諏訪	杉浦	末木	志賀	關武	丹基	寺本	若宮	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本
三郎	實	正	盛	男	壽	正	三重	治	喜代美	彌市	正吾	秀男	亮	己	一	一	一	一	一	一
(東京)	(静岡)	(鹿兒島)	(鹿兒島)	(山梨)	(静岡)	(神奈川)	(山梨)	(新潟)	(福島)	(東京)	(東京)	(東京)	(山梨)	(山梨)	(廣島)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)

豐橋中山本弘文(愛知) 小濱中 四方義金(福井) 飯肥中 弓削壽雄(宮崎)

昭和三年度入學志願者及入學者出身學校別

入學者	二二	一	一	一	二	一	三	一	二九
志願者	一五六	一四	二	三	一〇	一	一〇	四	二〇〇
中卒									
商卒									
農卒									
工卒									
師卒									
師(三部)卒									
檢定									
大學豫科了									
計									

生徒年齡

	最	高	最	低	平	均
第一學年	二七	〇一	一六	一	二五	〇一
第二學年	二六	〇八	一八	〇	二〇	〇一
第三學年	二七	〇〇	一九	〇	二二	〇二

生徒府縣別表

京都	一	神奈川	一	埼玉	一
東京	四	大阪	四	新潟	一
	四	兵庫	一		
	二	長崎	一		

群馬	一	長野	二	鳥根		佐賀	
千葉	四	宮城	一	岡山	一	熊本	
茨城	一	福島	二	廣島	一	宮崎	一
栃木		岩手	一	山口		鹿兒島	二
奈良	一	青森		和歌山		沖繩	一
三重	一	山形		德島	一	北海道	一
愛知	二	秋田		香川		樺太	
靜岡	一	福井	一	愛媛	一	朝鮮	
山梨	一	石川		高知		臺灣	
滋賀	一	富山		福岡	一	其他	二五
岐阜	一	鳥取	一	大分	二	計	三三
							三〇

昭和三年十二月二十一日印刷
昭和三年十二月二十一日發行

東京市麴町區竹平町一番地

東京外國語學校

電話九ノ内(23)

三三一一

三二七六

番番番番

東京市神田區表神保町十番地

印刷者 前田宗松

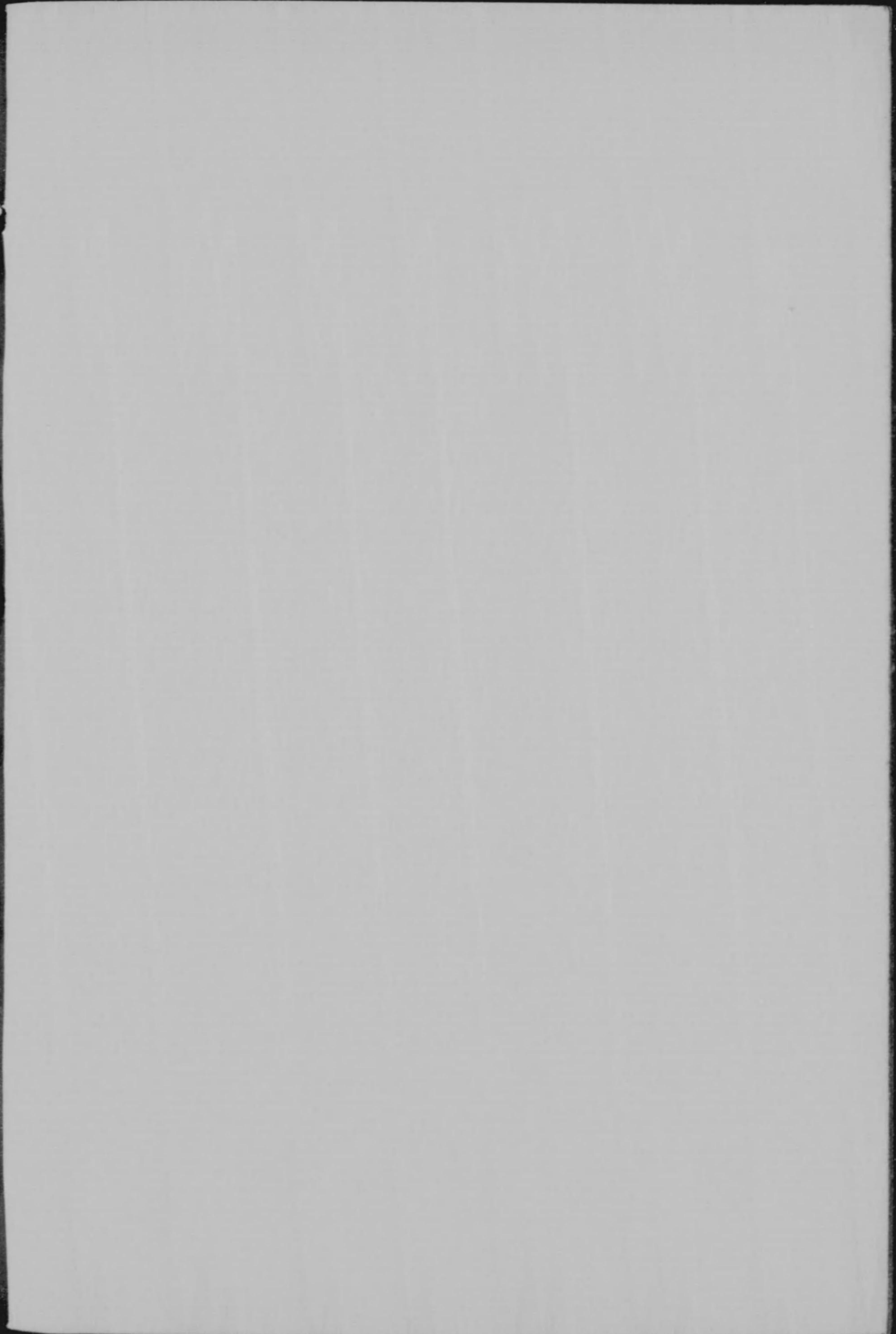
東京市神田區表神保町十番地


印刷所 文成社印刷所

電話神田三四五番









293
別庫 5
1

